

大切な人を亡くされた方へ…

そしていつか旅立つ日のために……

エンディングハンドブック

～各種手続きのご案内～

令和8年5月改訂

上里町

大切な人を亡くされた方へ・・・

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、
今後、さまざまな手続きが必要となるかと思えます。

いつか旅立つ日のために・・・

これから訪れるもしもの時のために、自分自身の整理をすることも大切
となります。

上里町では、各種手続き等を少しでもわかりやすくご案内するため、
また、いつか訪れるもしもの時のために、少しでもお手伝いができるよう
『エンディングハンドブック』を作成しました。
どうぞご活用ください。

上里町長 山下 博一

目 次

関係手続き チェックシート.....	1
死亡に伴う手続きについて.....	3
官公庁以外の手続き.....	6
エンディングノート.....	8

関係手続き チェックシート

亡くなられた方についてお伺いします。該当する項目のチェック欄に「✓」を付けてください。
チェックを付けた項目は3ページ以降の手続きが必要です。該当番号の手続きを行ってください。

項目	質 問	回 答	✓	必要な手続き等	該当 番号
住民異動	1 世帯主でしたか	はい		亡くなった方が世帯主で、他の世帯員の方が世帯主になる場合は、世帯主変更の手続きが必要です	①
	2 印鑑登録証をお持ちでしたか	はい		印鑑登録に関する手続きは不要です	
	3 マイナンバーカードをお持ちでしたか	はい		マイナンバーカードに関する手続きは不要です	
	4 特別永住者証明書をお持ちでしたか	はい		特別永住者証明書の返納が必要です	②
健康保険・年金	5 どのような健康保険に加入されていましたか	国民健康保険		被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です	③
		後期高齢者医療保険		被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です	④
		社会保険・共済組合等		必要な手続きについては会社や組合にお問い合わせください	⑤
	6 どのような年金に加入されていましたか	国民年金		必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	⑥
		厚生年金・共済年金・企業年金		必要な手続きについては会社や組合にお問い合わせください	⑦
福 祉	7 各種障害の手帳をお持ちでしたか	はい		手帳の返納が必要です	⑧
	8 重度心身障害者医療費助成を受けていましたか	はい		受給者証の返納が必要です	⑨
	9 在宅重度心身障害者手当を受けていましたか	はい		資格喪失届の提出が必要です	⑩
	10 自立支援医療を受けていましたか	はい		受給者証の返納が必要です	⑪
	11 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成・在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成を受けていましたか	はい		タクシー券の返納が必要です 資格喪失届の提出が必要です	⑫
	12 特別障害者手当・障害児福祉手当を受けていましたか	はい		資格喪失届の提出が必要です	⑬
	13 65歳以上でしたか	はい		介護保険被保険者証の返納が必要です 介護保険料還付金等の振込先の記入（申立書）が必要です	⑭
	14 高齢者福祉サービスを利用していましたか	はい		資格喪失の手続きが必要になる場合があります。詳細については担当課にお問い合わせください	⑮
	15 18歳以下の子どもがいましたか	はい		子ども医療費助成に関する必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	⑯
	16 児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・特別児童扶養手当を受けていましたか	はい		必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	⑰

項目	質 問		回 答	✓	必要な手続き等	該当 番号
税 金	17	町県民税を納めていましたか	はい		相続人代表者指定届の提出が必要です	⑱
	18	固定資産税を納めていましたか	はい		相続人代表者指定届の提出が必要です	⑲
	19	125cc 以下のバイク等をお持ちでしたか	はい		名義変更または廃車の手続きが必要です	⑳
	20	町税等を口座で納めていましたか	はい		口座の変更等が必要です	㉑
	21	相続税の対象となる資産をお持ちでしたか	はい わからない		必要な手続きについては税務署にお問い合わせください	㉒
	22	準確定申告（※）の対象となる収入がありましたか	はい わからない		必要な手続きについては税務署にお問い合わせください	㉓
土 地 ・ 建 物	23	土地・建物（登記済み）をお持ちでしたか	はい		相続登記の手続きが必要です	㉔
	24	登記をしていない建物をお持ちでしたか	はい		未登記家屋名義変更届の提出が必要です	㉕
	25	農地をお持ちでしたか	はい		農業委員会への届出が必要です	㉖
水 道 ・ 犬 の 登 録 ・ 町 営 住 宅	26	水道・下水道・農業集落排水の契約者でしたか	はい		名義変更等の手続きが必要です	㉗
	27	町営住宅に入居されていましたか	はい		必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	㉘
	28	犬を飼っていましたか	はい		必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	㉙
	29	浄化槽を設置していましたか	はい		必要な手続きについては担当課にお問い合わせください	㉚
・ 車 両 運 転 免 許	30	運転免許証をお持ちでしたか	はい		必要な手続きについては本庄警察署にお問い合わせください	㉛
	31	車両等をお持ちでしたか	はい		名義変更等の手続きが必要です	㉜
国 ・ 県 官 公 庁 以 外	32	クレジットカードをお持ちでしたか	はい		必要な手続きについては担当機関等にお問い合わせください	㉝
	33	生命保険にご加入でしたか				
	34	金融機関に預金がありますか				
	35	電気・ガス・電話・ネット・浄化槽・NHK 受信料などの契約者でしたか				
	36	新聞・雑誌等の購読をされていましたか				
	37	各種団体等に参加されていましたか				
	38	介護施設等を利用されていましたか				
	39	お墓などを所有されていましたか				

※ 準確定申告…1年の途中で亡くなった方（被相続人）の申告と納税を相続人が行う手続き

死亡に伴う手続きについて

【官公庁の手続き】 ※ 役場での手続きは課名を表示してあります

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
住民異動	① 世帯主の変更 （世帯主が亡くなり、残りの世帯員に 15 歳以上の方が2名以上いる場合） 世帯主が亡くなった場合は、死亡届出の際に近い親族の方を世帯主に変更してあります。（例 世帯主の夫が死亡の場合、新世帯主は妻）他の世帯員の方が世帯主になる場合は世帯主変更の手続きが必要です。	・世帯主変更 ※14 日以内に届け出を出してください。	☐ 新世帯主の本人確認書類（運転免許証等） ☐ 委任状（新世帯主以外の方が手続きする場合）	町民福祉課 町民係 0495-35-1224
	② 特別永住者証明書	・特別永住者証明書の返納	☐ 亡くなった方の特別永住者証明書	
健康保険	③ 国民健康保険	・被保険者資格喪失 ・葬祭費の請求	☐ 亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ ☐ 葬祭を行った方（喪主）の通帳または通帳の写し ☐ 葬祭を行った方の氏名がわかるもの（会葬礼状、葬祭領収書等） ☐ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）	健康保険課 医療年金係 0495-35-1222
	④ 後期高齢者医療保険	・葬祭費の請求 ・保険料の過納分やその他給付を受け取る手続き	☐ 亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ ☐ 葬祭を行った方（喪主）の通帳または通帳の写し ☐ 葬祭を行った方の氏名がわかるもの（会葬礼状、葬祭領収書等） ☐ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等） ☐ 相続人代表者の方の通帳または通帳の写し	
	③ 国民健康保険税	・納税通知書等送付先変更届（単身世帯のみ）	☐ 来庁者の本人確認書類、認印	税務課 住民税係 0495-35-1220
	⑤ 社会保険・共済組合等	・会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。		

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
年金	⑥ 国民年金・厚生年金 ⑦	- 年金の加入状況等により手続き先が異なりますので、日本年金機構熊谷年金事務所、または担当課までお問い合わせください。 ※年金事務所までのご相談・お手続きの際は、ご予約をお願いします。 - 予約受付専用電話 0570-05-4890 平日 8:30~17:15		日本年金機構 熊谷年金事務所 048-522-5012
	⑦ 共済年金・企業年金等	- 加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問い合わせ下さい - 年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問い合わせください。		
福祉	⑧ 各種障害の手帳	手帳等の返納	☐ 各種障害の手帳 ☐ 認印	町民福祉課 社会福祉係 0495-35-1224
	⑨ 重度心身障害者医療費助成	- 受給者証の返納 - 資格喪失届の提出	☐ 受給者証 ☐ 相続人代表者の方の通帳と認印（朱肉を使うもの）	
	⑩ 在宅重度心身障害者手当	資格喪失届の提出	☐ 相続人代表者の方の通帳と認印	
	⑪ 自立支援医療	受給者証の返納	☐ 受給者証	
	⑫ 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成 在宅重度心身障害者自動車燃料費助成(※1)	資格喪失届の提出	☐ 未使用分のタクシー券 ☐ 認印 ☐ (※1) 相続人代表者の方の通帳と認印	高齢者いきいき課 高齢介護係 0495-35-1243
	⑬ 特別障害者手当 ・障害児福祉手当	資格喪失届の提出	☐ 相続人代表者の方の通帳	
	⑭ 介護保険	- 介護保険被保険者証の返納 - 介護保険料還付金等の振込先の手続き（申立書）	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 申立書 ☐ 相続人代表者の方の通帳と認印（朱肉を使うもの）	
	⑮ 高齢者福祉サービス	資格喪失の手続きが必要になる場合があります。詳細については担当課にお問い合わせください。		高齢者いきいき課 高齢介護係 0495-35-1243
	⑯ こども医療費	受給資格者証の返納	☐ 受給資格者証 ☐ 認印	健康保険課 医療年金係 0495-35-1222
	⑰ 児童手当 児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費 特別児童扶養手当	担当課までお問い合わせください。		子育て共生課 子育て支援係 0495-35-1236

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
税金	⑱ 町税（住民税・固定資産税） ⑲ の納税	・当町に個人町県民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡された場合、その関係書類を受領する相続人代表者の方の届出が必要です（相続人代表者届出書）。詳しくは担当課までお問い合わせください。		税務課 住民税係・資産税係 0495-35-1220
	⑳ バイク等のナンバー（125cc 以下）	・名義変更または廃車の手続き	□標識交付証明書 □ナンバープレート（廃車の場合） □認印 □来庁者の本人確認書類（運転免許証等）	税務課 資産税係 0495-35-1220
	㉑ 口座振替	・亡くなった方の口座から町税等を口座振替していた場合、口座の変更等が必要となります。		税務課 収税係 0495-35-1220
	㉒ 相続税 ㉓	・相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。		本庄税務署 0495-22-2111
土地・建物	㉔ 相続登記の申請	・土地・建物を所管する法務局に、相続登記の申請をする必要があります。詳しくは法務局にご相談ください。		さいたま地方法務局 本庄出張所 0495-22-3264
	㉕ 未登記家屋の名義変更	・登記していない家屋の名義を変更	□遺産分割協議書 □認印 ※印鑑証明書が必要な場合もあります。	税務課 資産税係 0495-35-1220
	㉖ 農地の相続	・農業委員会への届け出が必要です。		農業振興課 農地係 0495-35-1232
その他 （役場関係）	㉗ 上下水道料金等の精算や名義変更等	・担当課までお問い合わせください		上下水道課 業務係 0495-33-4161
	㉘ 町営住宅	・担当課までお問い合わせください。		まちづくり推進課 施設管理係 0495-71-6511
	㉙ 犬の登録内容の変更	・担当課までお問い合わせください。		くらし安全課 生活環境係 0495-35-1226
	㉚ 浄化槽の管理者変更	・担当課までお問い合わせください。		くらし安全課 生活環境係 0495-35-1226
主な手続きの種類		手続き窓口		電話番号
国・県等への手続き	㉛ 運転免許証の返納	本庄警察署		0495-22-0110
	㉜ 軽自動車・大型バイク（250cc を超えるもの）の名義変更・廃車等	軽三輪・四輪車の場合 軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 軽二輪・二輪の小型自動車の場合 熊谷自動車検査登録事務所		050-3816-3112 050-5540-2027
	㉝ 普通自動車・大型バイク（250cc を超えるもの）の名義変更・廃車等	熊谷自動車検査登録事務所		050-5540-2027
	㉞ 県税関係	本庄県税事務所		0495-22-6153
	㉟ 県営住宅に入居中の方	埼玉県住宅供給公社		048-829-2861

主な手続きの種類		手続き窓口	電話番号
国・県等への手続き	雇用保険（失業保険）受給中の方	ハローワーク本庄	0495-22-2448
	③③ 所得税・相続税等 ※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります。	本庄税務署	0495-22-2111
	特定疾患の医療証をお持ちの方	本庄保健所	0495-22-6481

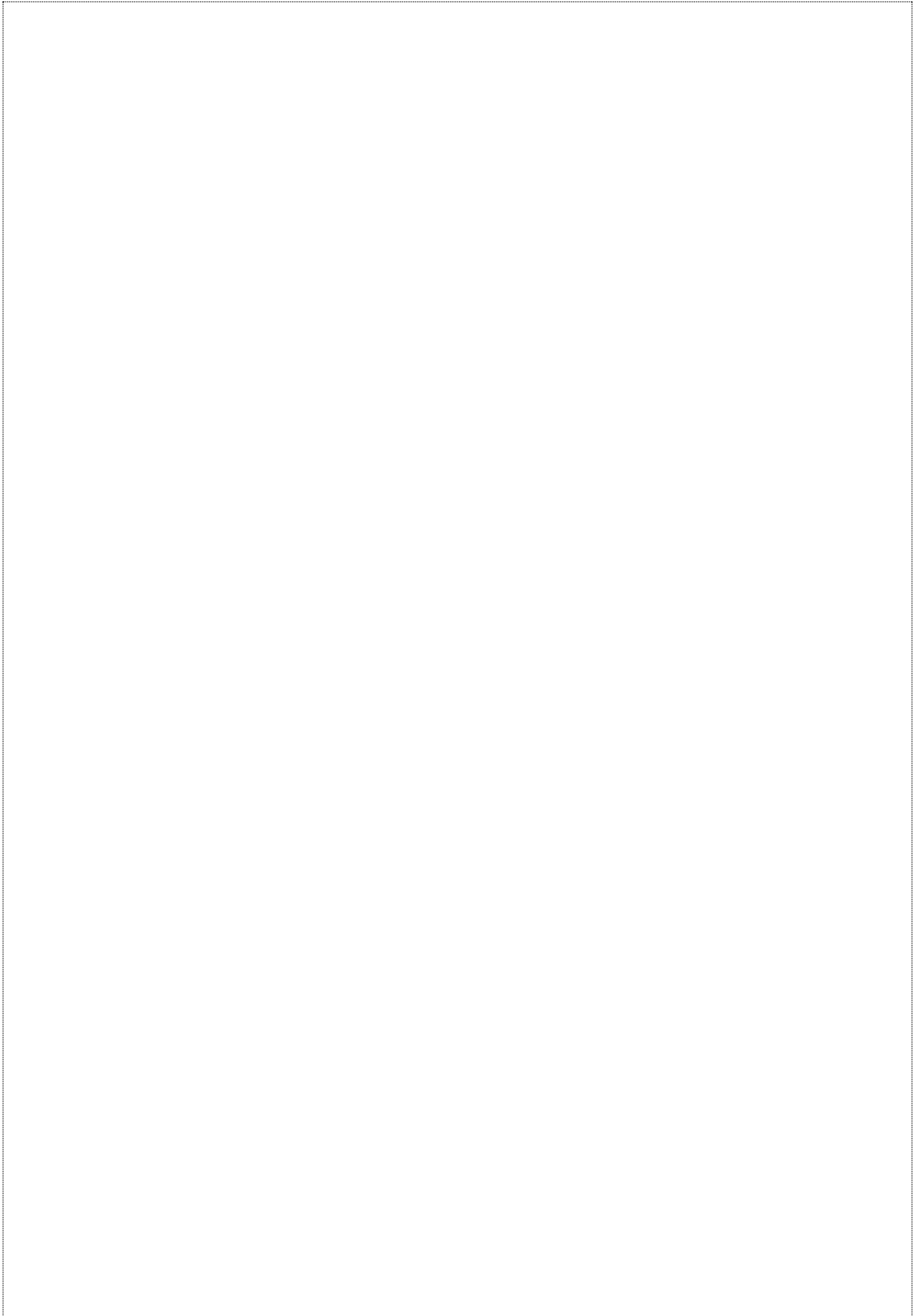
③③ 【官公庁以外の手続き】

主な手続きの種類	手続き窓口
クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。
預金の手続き等	金融機関にお問い合わせください。
電気・ガス・電話・インターネット・浄化槽・NHK 受信料などの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。
生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。
新聞・雑誌等の購読手続き	新聞販売店・書店・販売業者等にお問い合わせください。
各種団体等の手続き	各種団体等にお問い合わせください。
介護施設等の手続き	介護施設等にお問い合わせください。
お墓などの手続き	お墓などを管理している事務所（寺院・公益法人等）にお問い合わせください。

※ 各手続ともに、内容によっては一度で終わらないことがあります。

※ 預金通帳の引き落とし履歴などから、契約先を確認することもできます。

メ モ



エンディングノート ～私から大切な人へ～

エンディングノート

私から大切な人へ・・・

このノートは、もしも、突然人生を終えたり、意識不明の状態等になり、自分のことを伝えられなくなったとしても困らないように、これまでの自分自身の生き方や今後の人生への思い、介護・医療についての希望、そして大切な人たちへのメッセージなどを記録しておくものです。大切な人を思いながら、また自分のこれまでの生き方や人生をふりかえりながら、少しずつ書いてみましょう。

ノートの記入について

- ◇現在の状況をありのままにお書きください。
- ◇最初から順に書かなくてもかまいません。書けるところからお書きください。
- ◇できれば、1年に1回くらい振り返ってみてください。
こころの変化があるかもしれません。
- ◇□の欄には、該当するところにチェック（✓）を記入してください。

◇私のプロフィール

記入日 年 月 日

氏 名		生年月日	
出身地		本籍地	
保険証		年金手帳	
銀行口座			
不動産			
趣 味		特 技	
思い出の 映画		思い出の 音楽	
楽しかった 思い出		これから やりたい こと	

エンディングノート ～私から大切な人へ～

◇私に何かあったら連絡して欲しい友人・知人

[illegible]

◇葬儀についての私の希望

[illegible]

エンディングノート ～私から大切な人へ～

◇介護・医療についての私の希望

介護や医療の現場でどんなケアをしてほしいのかを元気なうちから考えておくと、もしもの時に家族の負担の減らすことができます。

どこで介護してほしいか	□自宅 □施設や病院 □家族・親族に任せる □その他[]
誰に介護してほしいか	□家族 □ヘルパーなどの介護専門 □家族・親族に任せる □その他[]
介護の費用について	□年金や貯金をあててほしい □家族・親族に任せる □保険に加入している []
病名の告知について	□希望する □希望しない 理由（ ）
余命の告知について	□希望する □希望しない 理由（ ）
延命治療について	□延命治療してほしい □延命治療より痛みを和らげる緩和的医療を重視してほしい □昏睡状態で、意識回復の見込みがない場合は延命治療をしないでほしい
臓器提供	□希望する □希望しない 理由（ ） □カード有 □カード無 臓器提供意思表示カードの保管場所・シールの貼布先 （ ）

◇余命わずかになった時の希望

いざという時に、「最期に会いたい人」を記入する欄です。会いたい人が来てくれても、分からなくなってしまう場合もあります。また痛みの緩和についての希望も記しておきましょう。

会いたい人 知らせて欲しい人	
その他の希望	

エンディングノート ～私から大切な人へ～

◇私から大切な人へのメッセージ

名前_____^ (関係_____)

名前_____^ (関係_____)

名前_____^ (関係_____)

名前_____^ (関係_____)

自由記載欄 (

～家の今後を考えてみませんか～



◇住まいが空き家になる前に

現在は空き家でなくても、高齢者施設などへ転居したり、相続した子供が居住しなかったりなどの理由で、住まいが空き家となってしまいます。

空き家は適切に管理せずに放置してしまうと、状態が悪化して資産価値が下がるほか、近隣の方の暮らしにも悪影響が及んでしまいます。

◇今から準備できること

- ・相続の考え方
- ・管理方法（いつ・誰が行うか）
- ・家財の整理・処分・リフォーム・解体など
- ・今後の活用（賃貸・売却など）

◇住まいについてお悩みがあればご相談ください

○総合相談窓口「akisol（アキソル）」

○埼玉りそな銀行「空き家まるごと解決システム」

町では、空き家対策の一環として、令和7年4月に空き家問題解決のための総合相談窓口「akisol（アキソル）」を運営する株式会社ジチタイアドと連携協定を締結しました。

また、令和8年3月に空き家問題解決のための総合サービス「空き家まるごと解決システム」を運営している株式会社埼玉りそな銀行と連携協定を締結しました。

空き家所有者からの相談窓口として、問題解決に向けてサポートを行います。

こんなお悩みを抱えている方はご相談ください。

- 相続登記は済んでいない
- 使う予定がなく解体したい
- 遠方に住んでいて管理が大変
- 空き家を買ってほしい
- 売れない空き家を手放したい
- 何をしたらいいか分からない

総合相談窓口「akisol（アキソル）」	埼玉りそな銀行「空き家まるごと解決システム」
受付時間…平日、午前9時から午後6時 問 合 せ…株式会社ジチタイアド Akisol（アキソル）カスタマーサポート 【☎0120-772-135（フリーダイヤル）】	受付時間…平日、午前9時から午後6時 問 合 せ…埼玉りそな銀行空き家対策グループ 【☎048-835-1518】 またはお近くの支店にお問い合わせください。 ※「空き家まるごと解決システム」は、お客さまのご意向に 応じて、提携企業をご紹介しますサービスです ※提携企業へのご紹介の際は、ご連携にかかる同意書のご記入が必要です。

※ご希望の方には、国土交通省が作成した「住まいのエンディングノート」を配布しています。まちづくり推進課の窓口で配布しているほか、上里町ホームページでも公開していますので、ご家族で住まいの将来について話し合おうきっかけとしてご活用ください。

《おわりに》

「もしものとき」について準備をすることは、少しだけ勇気がいることかもしれませんが、あなた自身が希望を整理しておくことで、不測の事態でも慌てることなく、あなたらしく健やかな毎日を送るための確かな「安心」につながります。

そのために、ぜひ以下の3つのポイントを参考に、少しずつ考えてみませんか。

①「日頃のつながり」を大切に

特別なことではありません。近所の方への挨拶や、地域のサロン・コミュニティへの参加など、普段の何気ない会話が、いざという時の大きな支えになります。「知っている人がいる」という安心感は、暮らしの何よりの心強さです。

②「もしもの時」の希望を、信頼できる人に託す～元気なうちから～

万が一の時、誰に連絡をしてほしいか、どのようなお見送りをしてほしいか。あなたの希望を言葉にして、大切な家族や友人などに伝えておきましょう。ご自身の意思を明確にしておくことは、周りの方への優しさであり、何より、あなた自身の人生を最期まであなたらしく守ることにつながります。

③「生前整理」で、心と暮らしを軽くする

モノを減らすことは、過去を捨てることではなく、これからの時間をより豊かにするための「空間づくり」です。身の回りを整えることで、自分にとって本当に大切なものが見えてきます。今を快適に過ごすための「暮らしのメンテナンス」として、今日からできる小さな場所の整理から始めてみませんか。

このノートが、あなたにとってより良い明日を送るためのパートナーとなりますように。